

五所川原圏域 2 市 4 町における
地域防災力向上の取組に関する連携協定書

五	所	川	原	市
つ	が	る		市
鯺	ヶ	沢		町
深		浦		町
鶴		田		町
中		泊		町

N T T 東 日 本 株 式 会 社

五所川原圏域2市4町における地域防災力向上の取組に関する連携協定書

五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町（以上を合わせて以下「甲」という。）とNTT東日本株式会社（青森支店取扱い：以下「乙」という。）は、五所川原圏域2市4町における地域防災力向上に向けた取組について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、五所川原圏域2市4町における災害に強いまちづくりに向け、甲及び乙がデジタル技術等の活用を視野にそれぞれの防災活動の最大化を図り、地域資産を守り地域住民の安心・安全を実現するために、相互に連携協力を推進する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 災害対策関連業務の調査及び当該業務におけるリスク分析
- （2） リスクに対する解決策の検討及び実証実験
- （3） 五所川原圏域2市4町の地域防災力向上に向けた協議

2 連携事項を実施するに当たり必要な事項は、別紙1「五所川原圏域2市4町における地域防災力向上の取組に関する連携協定書」細目に定めるもののほか、前項に関する具体的取組事項、実施方法、役割分担、責任分担、その他必要となる事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

3 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとする。

4 甲及び乙は、本協定に基づく取組結果についてなんら保証するものではなく、本協定により生じた費用、損害、損失及び負担について相互に責任は負わないものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の存在及び内容並びに前条第1項の連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を追うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定の遂行に係る費用は、原則として、甲乙それぞれが負担するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 前2項の定めにかかわらず、必要が生じたときは甲及び乙協議の上期間を変更することができる。

（変更）

第6条 甲乙いずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第7条 本協定は、甲又は乙が、類似の協定書等を第三者と締結することを妨げるものではない。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月3日

甲

青森県五所川原市字布屋町4番地1

五所川原市長

佐々木孝昌

青森県つがる市木造若緑6番地1

つがる市長

倉光 弘昭

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸3番地2

鰺ヶ沢町長

平田 衛

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢8番地2

深浦町長

平沢 一臣

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

鶴田町長

相川 正光

青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地

中泊町長

濱館 豊光

乙

青森県青森市橋本二丁目1番6号

NTT東日本株式会社 青森支店長

宮崎 大輔

【別紙１】「五所川原圏域２市４町における地域防災力向上の取り組みに関する連携協定書」細目

(趣旨)

第１条 本細目は、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町（以上を合わせて以下「甲」という。）とＮＴＴ東日本株式会社（青森支店取扱い：以下「乙」という。）が締結している「五所川原圏域２市４町における地域防災力向上の取り組みに関する連携協定書（以下「協定」という。）」に基づき、連携事項を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。また、必要に応じて順次修正し、甲乙で情報共有するものとする。

(守秘義務の詳細)

第２条 協定第３条第１項に規定する秘密情報とは、口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（有形であるか無形であるかどうかを問わない。）をいう。

２ 秘密情報が口頭、視覚その他無形の方法により開示される場合には、開示当事者は、開示後３０日以内に当該情報が秘密情報である旨を書面により受領当事者に通知しなければならない。当該通知がなければ、前項の定めにかかわらず、受領当事者は当該情報を秘密情報として扱う必要はないものとする。

３ 第１項の定めにかかわらず、次に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。

(１) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報

(２) 開示当事者から開示される以前に受領当事者が正当に保持していたことを証明できる情報

(３) 受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報

(４) 受領当事者が譲渡又は開示の権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であって、かつそのことを受領当事者が証明できる情報

４ 第１項の定めにかかわらず、甲及び乙は、秘密情報につき、乙と五所川原圏域２市４町の地域防災力向上に向けた取組みに関する連携協定を締結している自治体に対して、本協定の目的に必要な範囲において他の自治体に対して開示することができる。この場合、受領当事者は当該第三者に本契約と同等の守秘義務を遵守させ、当該第三者の守秘義務違反については、当該第三者に秘密情報を開示した受領当事者も責任を負うものとする。

５ 秘密情報を本協定のために使用する場合であっても、受領当事者は、秘密情報を複写又は複製するときには、予め開示当事者の書面による承諾を得なければならない。

６ 受領当事者は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報（複写又は複製したものを含む。以下本条において同じ。）を取り扱わなければならない。

７ 本協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から３０日以内に秘密情報を返還しなければならない。ただし、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとし、この場合、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。

８ 受領当事者は、受領当事者の労働者に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者に本協定で受領当事者に課されたのと同等の守秘義務を課すとともに、受領当事者の労働者がその守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

9 開示当事者は、受領当事者が前各項に違反したことにより被った一切の損害について、受領当事者に対して賠償請求することができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第3条 甲及び乙は、協定上の地位又は協定により生ずる権利若しくは義務を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(著作権の帰属等)

第4条 協定に基づく取組を行う過程で作成された成果物のうち、著作物、データ及びノウハウ（以下「本著作物等」という。）に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、甲、乙又は第三者が従前から保有していた権利を除き、甲及び乙の共有（持分均等）とする。

2 甲及び乙は、本著作物等に係る前項の権利の行使について法律上必要とされる共有者の合意を、あらかじめ協定により行うものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払の義務を負うことなく、本著作物等をあらゆる態様で利用すること（第三者に対して利用の許諾をすることを含む）ができる。ただし、各当事者が自らの業務以外の目的で、本著作物等について第三者に利用の許諾を行う場合は、相手方の書面による事前の同意を得なければならない。

3 甲及び乙は、本著作物等について、相手方及び相手方から正当に権利を取得又は承継した第三者に対して、著作者人格権その他の人格的権利を行使しないものとする。

4 甲及び乙は、他の共有持分権者の書面による事前の同意を得ることなく、本著作物等に係る権利の持分について、譲渡その他の処分をしてはならない。

(知的財産権の使用)

第5条 甲及び乙は、他の当事者及び他の当事者から正当に権利を取得又は承継した第三者に対し、各当事者が提供した発明、考案、意匠、標章、著作物等に係る既存の知的財産権その他の権利について、協定に基づく取組のために必要な範囲で使用することをお無償で非独占的に許諾するものとする。

2 甲及び乙は、他の当事者及び他の当事者から正当に権利を取得又は承継した第三者に対し、各当事者が提供した発明、考案、意匠、標章、著作物等に係る著作者人格権その他の人格的権利について、協定に基づく取組のために必要な範囲で使用するときは一切行使しないものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第6条 甲は、協定の遂行にあたり、特定個人情報等に係る情報を開示する場合、個人が特定されないよう加工された匿名加工情報として提供を行うものとする。

2 乙は、受領した匿名加工情報の加工方法等情報を取得すること、また、受領した匿名加工情報を、本人を識別するために他の情報と照合することは行わないものとする。

3 甲及び乙が、匿名加工情報の授受を行う媒体については協議の上、対応を決定するものとする

4 協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者に対し、終了又は要求の日から30日以内に匿名加工情報を返還しなければならない。ただし、開示当事者が適当と認めるときは、受領当事者は、開示当事者の指図に基づき溶解、裁断、焼却等の確実な方法で秘密情報を廃棄するものとし、この場合、受領当事者は、確実に廃棄したことを証する書面を廃棄後速やかに開示当事者に提出するものとする。

(特定個人情報等の安全管理措置)

第7条 乙は、協定の遂行にあたり、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置

(以下「安全管理措置」という。)を講じるよう努めるものとする。

2 乙が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容は甲乙協議の上定めるものとする。

(第三者への委託)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、協定に基づく取組事項を第三者(別紙2「関係者一覧」に記載の当事者を除く。)に委託又は請け負わせてはならない。

(暴力団の排除)

第9条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(同法第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に協定を解除することができる。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、取組事項を第三者に委託する契約等(以下「業務委託契約等」という。)がある場合は、業務委託契約等の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、業務委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は業務委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 甲及び乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

5 甲及び乙は、第2項又は前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(輸出禁止)

第10条 協定に基づき各当事者が開示した一切の情報及び協定に係る取組の過程で取得又は創出

された一切の成果物（成果物に係るノウハウ・情報を含む。）は、協定の条項及び適用される法令に基づき許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。なお、各当事者が情報及び成果物等を輸出する場合において、適用される法令を遵守するために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。

- 2 各当事者は、相手方当事者が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに協定を解除できるものとし、乙は、当該違反により甲に生じた一切の損失を補償するものとする。

（紛争の解決）

第11条 協定について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わなかった場合、協定に関する訴訟については、協定末尾の当事者欄記載の乙の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第12条 協定第5条の定めにかかわらず、第4条、第5条、第9条第5項、第10条及び第11条の規定は、協定の終了後も有効に存続する。

以上

【別紙２】関係者一覧表

関係者
五所川原市
つがる市
鰺ヶ沢町
深浦町
鶴田町
中泊町
ＮＴＴ東日本株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社ＮＴＴ東日本-東北
テルウェル東日本株式会社